

安全運転及び警察車両の管理に関する訓令

[最終改正 令和6.3.8 京都府警察本部訓令第3号]

目次

第1章 総則（第1条－第9条の2）

第2章 削除

第3章 運転管理

第1節 安全運転管理の推進（第16条－第17条の2）

第2節 警察車両の運転（第18条－第22条）

第3節 緊急自動車の運転（第23条－第25条）

第4章 車両管理

第1節 使用および保管（第26条－第32条）

第2節 点検整備及び監査（第33条－第38条）

第3節 燃料（第39条－第43条）

第4節 車両管理システムの運用（第43条の2）

第5章 私有車両（第44条－第48条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察職員（以下「職員」という。）による交通事故の防止と、警察車両の適正かつ効率的な管理・運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令における用語の意義は、次のとおりとする。

- （1）車両 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条に定める自動車および原動機付自転車をいう。
- （2）警察車両 京都府警察が使用する車両をいう。
- （3）私有車両 職員が私用のため使用する車両をいう。

（所属長の責務）

第3条 警察本部、サイバー対策本部及び市警察部の課、室、所、隊及び警察学校並びに警察署（以下「所属」という。）の長（以下「所属長」という。）は、所属に配車を受けた警察車両の適正かつ効率的な管理・運用を図るとともに、所属職員に対して安全運転を励行させるように努めなければならない。

（幹部の責務）

第4条 各級幹部は、安全運転管理者、副安全運転管理者、整備管理者及び整備担当者の業務が、適正かつ円滑に推進できるよう協力するとともに、警察車両の管理・運用及び部下職員の運転の実態を把握し、適切な指導を行うよう努めなければならない。

（当直長等の責務）

第5条 機動警ら課自動車警ら隊、鉄道警察隊、鑑識課機動鑑識隊、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊の当務日の中隊長、小隊長又は係長は、その勤務時間中において

て、安全運転管理者又は整備担当者が不在のときは、その職務を代行し、警察車両の適正かつ効率的な管理・運用を図るとともに、所属職員に対して安全運転を励行させるように努めなければならない。

2 警察署の当直長は、その勤務時間中、前項に定める任務を行うものとする。

(職員の責務)

第6条 職員は、車両を運転するときは、職員としての自覚をもち、交通関係法令を遵守するとともに、沈着、冷静に行動して安全運転を励行し、交通事故の防止に努めなければならない。

2 職員は、事故の当事者となつたときは、重傷等の理由により事情やむを得ない場合を除き、事故の概要を所属長及び事故発生地を管轄する警察署長（高速自動車国道にあつては高速道路交通警察隊長）に速やかに報告又は通報しなければならない。

(安全運転管理者)

第7条 所属長は、次席、副所長、副隊長若しくは副校長又は警察署の警務課長の職にある者を安全運転管理者に選任するものとする。

2 安全運転管理者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定された業務のほか、この訓令に定める職務を行なうものとする。

(副安全運転管理者)

第8条 所属長は、庶務係長又は警務係長（係長の配置されていない所属にあつては主任）の職にある者を副安全運転管理者に指名するものとする。

2 副安全運転管理者は、安全運転管理者の業務を補助するものとする。

(整備管理者)

第9条 車両法第50条の規定により、整備管理者の選任を必要とする所属の所属長は、装備課自動車整備工場に勤務する者のうちから装備課長が指定する者を整備管理者に選任するものとする。

2 整備管理者は、所属長の指揮を受け、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第32条の規定による業務のほか、この訓令に定める職務を行うものとする。

(整備担当者)

第9条の2 前条第1項に規定する所属に整備担当者を置き、当該所属の長に選任された所属職員がこれに当たるものとする。

2 整備担当者は、所属長の指揮を受け、整備管理者の業務を補助するものとする。

第2章 削除

第10条から第15条まで 削除

第3章 運転管理

第1節 安全運転管理の推進

(監察官室長の任務)

第16条 監察官室長は、安全運転管理の徹底を図り、職員による交通事故防止の具体的対策を推進するため、次に掲げる事項について調査研究し、各所属長に情報を提供するものとする。

- (1) 車両の運転に関すること。
- (2) 職員の安全運転意識の高揚に関すること。
- (3) その他職員の交通事故防止対策に関すること。

2 監察官室長は、安全運転管理の推進に当たつて関係所属等との審議が必要な場合は、庶務担

当課長会議への付議その他の方法によりこれを行うものとする。

(所属における業務推進)

第17条 安全運転管理者は、所属における安全運転管理業務を円滑に推進するため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 所属職員に対する安全運転に関する指示・教養
- (2) 安全運転管理に関する所属長の指示事項の具体的推進方策の樹立
- (3) 所属における安全運転管理に関する現状の検討、改善及び報告
- (4) 所属における安全運転管理対策に関する調査及び研究

2 安全運転管理者は、前項各号に掲げる事項を行うに当たって審議が必要な場合は、所属における幹部会議への付議その他の方法によりこれを行うものとし、その結果については必要により所属長に報告するものとする。

(酒気帯びの有無の確認)

第17条の2 安全運転管理者は、公務において車両（第一種原動機付自転車を除く。）を運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うものとする。この場合において、運転者が記録した第29条の車両運転連絡票の酒気帯び確認等記録を活用するなどして酒気帯び確認等記録表（様式第1号）に必要事項を記録するものとする。

第2節 警察車両の運転

(運転者の指名)

第18条 所属長は、自動車運転技能検定に関する訓令（昭和54年京都府警察本部訓令第4号）に基づく自動車運転技能検定の級位の認定を受けている所属職員のうちから、当該認定級位及び運転適性を考慮のうえ、警察車両ごとに、原則として2名以上の運転者を指名しなければならない。この場合において、当該警察車両が緊急自動車の指定を受けているものであるときは、原則として、A級及びA級（AT限定）の認定を受けている者を指名するものとする。

(警察車両の運転)

第19条 運転者として指名されていない職員は、警察車両を運転してはならない。ただし、緊急時または特別の事情によりやむを得ないと所属長、安全運転管理者または当直長等が認めた場合は、臨時に運転することができる。

(運行指示)

第20条 警察車両の運転を下命しようとする者は、運行の目的、緊急度、運行距離、道路交通の状況等を勘案し、運転者に対して、十分な余裕をもつて運転するよう適切な指示を与えなければならない。

(運転上の基本的留意事項)

第21条 警察車両を運転する職員は、法令の規定を遵守するほか、次の各号に掲げる事項に留意して、安全運転の励行に努めなければならない。

- (1) 人命を尊重し、遵法、互譲の精神をもつて運転すること。
- (2) 常にあらゆる事態に即応しうよう余裕をもつて運転すること。
- (3) 道路の状況及び、気象条件に応じ、タイヤチェーンその他必要な装備を整えること。
- (4) 常に前方、側方に注意し、わき見運転を絶対に行わないこと。
- (5) 常に安全を確認し、ハンドル、ブレーキを確実に操作して、無理な運転、いらいら運転、

見込み運転をしないこと。

(6) 削除

(7) 安全確認を行うため、安全確認注意喚呼要領（別表第1）により注意喚呼を行うこと。

(8) 削除

(9) 夜間の運転に際しては、減速運転に心がけること。

(10) 睡眠不足、疲労その他健康を害しているときは、安全運転管理者又は当直長等に届け出て指示を受けること。

(11) 車両を離れるときは、事故及び盗難の防止のため、必要な措置を講ずること。

（同乗者の協力）

第22条 警察車両に同乗する職員は、当該車両の運転中、運転者の業務について協力しなければならない。

第3節 緊急自動車の運転

（緊急自動車としての使用基準）

第23条 緊急自動車の指定を受けた警察車両は、緊急自動車使用基準（別表第2）に該当する場合に限り、緊急自動車として使用することができる。

（使用の判断および指示）

第24条 幹部は、警察車両を緊急自動車として使用するときは、緊急自動車使用基準に適しているか否かを判断のうえ、運転者に必要な指示をしなければならない。

2 運転者は緊急な場合で幹部の指示を受けるいとまのないときは、緊急自動車使用基準に適しているか否かを判断のうえ、使用することができる。

（緊急自動車運転上の留意事項）

第25条 緊急自動車を運転する職員は、第21条に規定する事項を遵守するほか、次の各号に掲げる事項に留意して安全運転と事故防止に努めなければならない。

(1) 優先通行意識を排除するとともに、沈着、冷静を保ち、無理な運転を避けること。

(2) 必要以上に現場到着をあせらないこと。

(3) 法令の規定により、停止又は徐行しなければならない場合においては、必ず徐行を励行して安全を確認しなければならない。特に信号機のある交差点において、信号の表示が、「赤色」、「黄色」又は「赤色点滅」のときは、一時停止又は徐行を行い、他の交通に注意して進行すること。

(4) 乗客の乗降のため、停車中の路面電車の右側を通過してはならない。ただし、付近の交通状況等からやむをえないときに限り、当該路面電車の側方で一時停止し、安全を確認したうえで通行することができる。

第4章 車両管理

第1節 使用および保管

（配車計画）

第26条 総務部長は、各所属における警察車両の使用状況等を考慮のうえ、警察車両の効率的な配車計画をたてなければならない。

（車両カード）

第27条 装備課長は、警察車両ごとに車両カード（自動車にあつては様式第1号の2。原動機付自転車にあつては様式第2号。）を作成し、当該警察車両の配車所属に送付しなければならない。

い。

(使用の制限)

第28条 所属長は、警察車両を公務以外の用務に使用し、または使用させてはならない。

(運転記録)

第29条 安全運転管理者は、公務において使用する車両（第一種原動機付自転車を除く。）ごとに車両運転記録表（様式第3号）を備え付け、運転者が運転の都度所要事項を記録した車両運転連絡票（様式第3号の2）を活用するなどして所要事項を記録し、当該車両の運転状況を管理するものとする。

(格納)

第30条 所属長は、配車を受けた警察車両が車庫に格納できるよう配慮し、やむをえない理由により格納できない場合は、保管場所を指定して、盗難、損傷等の防止について適切な措置を講じなければならない。

2 運転者は、警察車両の運行を終ったときは、警察車両を所定の車庫等に確実に格納するとともに、盗難、損傷等の防止措置を講じなければならない。

(使用統制)

第31条 総務部長は、治安情勢その他有事の際における警察活動を円滑に推進するため、所属に配車した警察車両を統轄して、使用統制を行なうことができる。

2 前項の使用統制は、その理由、期間および対象の警察車両を関係所属長に通報して行なうものとする。

(使用統制措置)

第32条 所属長は、前条に規定する使用統制に関する通報を受けたときは、指定された警察車両を指定の日時および場所に差し出さなければならない。

第2節 点検整備及び監査

(点検及び整備)

第33条 所属長は、警察車両の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、警察車両を車両法の保安基準に適合するように維持しなければならない。

(日常点検)

第33条の2 運転者は、1日1回、警察車両の運行の開始前に、灯火装置、制動装置その他日常的に点検すべき事項について、目視等による点検（以下「日常点検」という。）を行わなければならない。

2 運転者は、前項の日常点検を実施した結果を、速やかに日常点検表（様式第3号の3）に記録しなければならない。ただし、原動機付自転車については、この限りでない。

(定期点検整備)

第34条 整備管理者は、車両法第48条の規定に基づき警察車両（原動機付自転車を除く。）の定期点検整備（以下「定期点検」という。）を行なわなければならない。

(定期点検整備記録簿)

第35条 整備管理者は、定期点検を実施した結果を、車両法第49条の規定により、定期点検整備記録簿を2部作成し装備課長に提出しなければならない。

2 装備課長は、提出された定期点検整備記録簿のうち1部を、当該点検に係る警察車両が配車されている所属の長に送付しなければならない。

3 整備課長および所属長は、定期点検整備記録簿を次期車両検査受けまでの間、車両ごとに整備保管しておかなければならない。

(巡回指導)

第36条 整備課長は、所属における警察車両の整備等について指導するため、整備管理者を随時各所属に派遣しなければならない。

(整備)

第37条 運転者、整備管理者及び整備担当者は、警察車両の機能を最良の状態に維持するため、常に車両整備に努めなければならない。

2 運転者及び整備担当者は、第33条の2第1項の規定による日常点検の結果、当該警察車両が車両法の保安基準に適合しなくなるおそれがある状態若しくは適合しない状態にあるとき、又は警察車両の故障、損傷等を発見したときは、所属長に報告しなければならない。

3 所属長は、前項の報告を受けたときは、当該警察車両について必要な整備をし、その結果を整備課長に通知しなければならない。

4 前項の場合において、所属長は、整備課自動車整備工場における整備が必要であると認めるときは、車両整備申請書(様式第4号)に所要事項を記入し、当該警察車両とともに整備課自動車整備工場長に引き渡さなければならない。

5 整備課長は、第3項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る整備結果を記録しなければならない。

(車両監査)

第38条 整備課長は、おおむね、年1回日を定めて各所属に配車された警察車両の監査を行なうものとする。ただし、総合監察時に行なつたときは、これをもつて代えることができる。

2 警察車両の監査は、次の事項について行なうものとする。

- (1) 警察車両の管理体制および運用状況
- (2) 警察車両の点検および整備の状況
- (3) 警察車両関係書類の整備保管の状況
- (4) その他必要な事項

第3節 燃料

(配分計画)

第39条 総務部長は、車種別台数、管内状況等を考慮のうえ、会計年度の初めに燃料の配分計画を策定し、関係所属長に通知しなければならない。

(非常用燃料の確保)

第40条 関係所属長は、災害時等の緊急事態に応じられるよう法令により許容される限度内において、必要と認められる数量の燃料を燃料配分割当量のうちから備蓄しておかなければならない。

第41条 削除

(燃料の特別配分)

第42条 関係所属長は、特別な事情により燃料に著しい不足を生じた場合は、整備課長に燃料を必要とする理由を記載した書面をもつて申請しなければならない。

2 整備課長は、燃料の特別配分申請を受理したときは、会計課長と協議し、その結果を当該特別配分申請を行なつた所属長に通知するものとする。

(車両使用実績の記録等)

第43条 運転者は、警察車両（第一種原動機付自転車を除く。）を使用したときは、速やかに、行き先、走行距離、給油燃料、運転者等の車両使用実績を記録し、所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、毎月1回、前項の規定により報告を受けた車両使用実績を装備課長に通知しなければならない。

第4節 車両管理システムの運用

第43条の2 第17条の2の規定による酒気帯び確認等記録表の記録、第27条の規定による車両カードの作成及び送付、第29条の規定による車両運転記録表の作成、第37条第5項の規定による整備結果の記録、第43条第1項の規定による車両使用実績の記録、同条第2項の規定による車両使用実績の通知その他総務部長が警察車両の適正かつ効率的な管理運用のため特に必要と認める事務は、車両管理システム（京都府警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成22年京都府警察本部訓令第21号）第2条第3号に規定する京都府警察情報管理システムを運用して行う警察車両の管理運用のためのシステムをいう。）を運用して行うものとする。ただし、原動機付自転車については、車両カードの作成及び送付、整備結果の記録その他総務部長が警察車両の適正かつ効率的な管理運用のため特に必要と認める事務についてのみ車両管理システムを運用して行うものとする。

第5章 私有車両

(私有車両の取得の報告)

第44条 職員は、私有車両を取得し、又は売却、譲渡等により処分した場合は、速やかに所属長に報告しなければならない。

(保険契約の確認等)

第45条 所属長は、私有車両の取得の報告があつたときは、自動車損害賠償責任保険契約（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第5条に規定する契約をいう。以下同じ。）の締結の有無を確認しなければならない。

2 所属長は、私有車両を所有する職員に対し、相当額の対人、対物保険契約の加入について指導しなければならない。

3 職員は、車両を使用するときは、自動車損害賠償責任保険契約等の有効な締結について確認しなければならない。

第46条及び第47条 削除

(公務使用)

第48条 職員は、私有車両を公務に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、所属長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(1) 緊急事案の処理に当たつて、使用する警察車両がなく、かつ営業用車両を借り上げるいとまのない場合

(2) 職務内容その他の理由により、警察車両及び営業用車両を使用することが極めて不適當である場合

2 前項ただし書の承認の手続は、私有車両を使用する職員が、事前に私有車両公務使用承認願（様式第5号）を提出して承認を受けるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭により承認を受け、事後に書面を提出することができる。

3 公務使用を認める私有車両及び運転者の基準は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和45年9月1日から施行する。

別表第1（第21条、第22条関係）

安全確認注意喚呼要領

喚呼者 喚呼区分		運転者	助手席同乗者
自車の進行に伴う喚呼	発進	1 発進	2 後方よし
	右（左）折	1 右（左）折	2 左よし
	転回	1 転回	2 後方よし
	後退	1 バック	2 バック、オーライ
	停車	1 停車	2 後方よし 3 左よし
	急停車	1 ストップ	2 ストップ
	車線変更	1 右（左）変更	2 後方（左）よし
	緊急走行	1 緊急	2 赤燈、サイレンよし
道路環境に対応した喚呼	交差点	2 了解	1 前方交差点
	踏切	2 了解 3 右よし	1 前方踏切停止 4 左よし
	信号確認	2 了解	信号赤 停止 1 信号黄 注意 信号青 進行
	徐行・一時停止	2 了解 3 右よし	1 徐行（一時停止） 4 左よし
	前車の動静 （停車、右（左）折等）	2 了解	1 前車停止（前車右（左）折）
	要注意現象 （横断者、子供等）	2 了解	1 前方横断者 前方子供 等 前方自転車
	交通規制	2 了解	1 制限〇〇キロ（制限解除）
	道路障害	2 了解	1 前方 前方道路隆起 等 前方道路大石

- 注
- 1 数字は、喚呼の順序を示す。
 - 2 単独乗車のときは、自ら確認的喚呼を励行すること。
 - 3 この表は、注意喚呼を行う場合の例示であり、必要がある場合には、喚呼区分欄に規定されていない事項についても、この要領に準じて積極的に注意喚呼を行うこと。

別表第2（第23条、第24条関係）

緊急自動車使用基準

1 警衛、警護に従事する場合

- (1) 自動車列の先導誘導のため、緊急自動車として使用を指示されたとき。
- (2) 警衛、警護実施上特に緊急の要があると認められるとき。

2 犯罪捜査に従事する場合

- (1) 犯罪が発生して間がなく、犯罪の捜査鎮圧及び犯人の逮捕のため、現場に赴くとき。
- (2) 犯人を追跡するとき。
- (3) 緊急配備につくとき。

3 警備実施に従事する場合

- (1) 集団犯罪が発生し、又は発生する虞れがある場合にその制止、鎮圧、検挙のため指示されて現場に赴くとき。
- (2) 逮捕被疑者を押送するとき。
- (3) 災害警備のため、緊急に災害現場に赴く必要があるとき。

4 保護、救護に従事する場合

- (1) 負傷者及び病人を救護するため、現場に赴き、又は搬送するとき。
- (2) 精神錯乱、泥酔、自殺等について急を要する保護、救護のため、現場に赴き、又は搬送するとき。
- (3) 血液、血清を輸送するとき。

5 交通事故及び交通取締り等の場合

- (1) 交通事故発生に際し、交通が混乱し、交通の整理回復のため現場に赴くとき。
- (2) 速度違反者又は悪質な交通違反者検挙のため、追跡するとき。

6 その他

火災、その他重要、特異な事案処理のため、緊急自動車として使用することが必要な場合

様式第1号から第5号まで 省略